

## 「沖縄 I T 津梁パーク及び周辺地区利便施設ニーズ等調査業務」

### 企画提案応募要領

#### 1 趣 旨

「沖縄 I T 津梁パーク」は、沖縄県が、情報通信関連産業の振興を推進することにより、我が国における情報通信関連産業の活性化と国際競争力向上へ寄与するとともに、県内の雇用創出の先導役となることを目的として整備を進めている。

また、県では、同パークを核として、企業集積による相乗効果や技術革新効果を図るとともに、周辺地区にも情報通信関連産業の集積と生活関連機能を備えた「まちづくり」を展開することにより、本県の自立型経済の構築を促すこととしている。

県が、これまで企業誘致や施設整備のほか民間を活用した企業集積施設の整備等に取り組んでおり、今後、これら立地企業の従業者等に向けて、日常生活の利便性を高める環境を提供していくことが重要である。

本業務は、沖縄 I T 津梁パーク及び周辺地区への利便施設（宿泊施設、飲食店、託児所等）の立地について、施設のニーズや立地による効果等を定性的・定量的観点から検証・分析して明らかにすることにより、同地区へ民間の投資を呼び込み、利便施設の立地を促進するための基礎資料の作成を目的として調査を実施する。

#### 2 委託業務の内容等

- (1) 契約名：沖縄 I T 津梁パーク及び周辺地区利便施設ニーズ等調査業務
- (2) 実施期間：委託契約締結の日から平成28年3月18日まで
- (3) 調査対象：沖縄 I T 津梁パーク、沖縄 I T 津梁パーク周辺企業（旧特自貿）及び沖縄 I T 津梁パーク周辺地区（2 km圏内）（以下「周辺地区」という。）立地企業
- (4) 実施内容：沖縄 I T 津梁パーク及び周辺地区において、以下に掲げる項目を中心に調査を実施し、その検証・分析結果等を報告すること。

##### ア 利便施設の現状調査

沖縄 I T 津梁パーク及び周辺地区の利便施設の立地状況について、その種類や数量今後の立地動向等を調査する。

##### イ ニーズ調査及び施設等規模調査

沖縄 I T 津梁パーク及び周辺地区の立地企業等に、利便施設の利用ニーズについてアンケートやヒアリング等の調査を実施し、その意向を明らかにする。また、調査結果を元に必要とされる施設の種類・規模等を検討する。

##### ウ 土地利用状況調査及び活用に向けた諸条件調査

沖縄 I T 津梁パーク周辺地区の土地利用状況を調査し、活用可能な土地を明らかにする。

また、当該用地の活用に向け、土地の転用等解決すべき課題や諸条件等について整理する。

## エ その他、事業目的に沿った効果的な調査

必要に応じ、本事業の目的に沿った効果的な提案があれば行うこと。

- (5) 調査終了後は、検証・分析等の結果をまとめた「調査報告書」を作成すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、調査項目や内容等を委託者（沖縄県商工労働部情報産業振興課）と随時に調整を行うこと。

## 3 成果物

### (1) 体裁、提出部数等

ア 調査報告書 A 4 版（紙原稿及び製本版 50 部）

イ 上記アに係る電子記録媒体 1 式

### (2) 提出期限 平成 28 年 3 月 18 日（金）

## 4 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 沖縄県内に本社を設置している法人又は県内に本社を有する法人が必ず 1 者以上参加しているコンソーシアムであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人又はコンソーシアムであること。  
（コンソーシアムの場合は、構成メンバーの全てが前述の規定に該当しないこと）
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について、十分な管理能力を有している法人又はコンソーシアムであること。  
（コンソーシアムの場合は、構成メンバーのうち、代表法人が前述の条件を有していること）
- (4) 本業務を履行することができる事務処理体制を有していること（県内において、業務進捗状況は業務内容に関する打ち合わせに対して、円滑かつ迅速に対応できる体制を有していること）
- (5) 土地利用状況に係る情報収集や調査分析等に係るノウハウを有すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。  
（コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと）
- (7) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する法人を 1 者置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (8) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。

## 5 応募の手続き等

### (1) 質問受付期間：公告日～平成27年10月28日（水）午後5時

※質問事項は、質問書（別添様式）を作成し、下記アドレスに送信すること。その際は、電子メールは保護し、パスワードを連絡すること。（メールのみ受付する）

※情報産業振興課代表メールアドレス：aa058100@pref.okinawa.lg.jp

※回答については、情報産業振興課ホームページに掲載します。

(回答は平成27年11月2日(月)に行う予定)

- (2) 企画提案書等提出期限：平成27年10月19日(月)～11月9日(月)午後5時まで

※提出先：沖縄県商工労働部情報産業振興課 基盤整備班 (担当：仲西)

(〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2)

※持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

●提出書類： 「6 提出書類等」に定める書類

●提出部数： 10部 (正本1部、副本9部)

## 6 提出書類等 (詳細は企画提案仕様書を参照)

ア 企画提案応募申請書 . . . . . 【様式1】

イ 企画提案書 . . . . . 【様式2】

※別紙、任意様式により作成可とする。その場合は、A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

ウ 会社概要表 . . . . . 【様式3】

※「登記事項証明書」、「財務諸表」を添付すること。

エ 執行体制図 . . . . . 【様式4】

オ 事業実績書 . . . . . 【様式5】

カ 申請受理票 . . . . . 【様式6】

キ コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る) . . . . . 【任意様式】

ク 経費見積書 . . . . . 【任意様式】

## 7 スケジュール

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 質問書提出期限   | 平成27年10月28日(水)午後5時  |
| (2) 企画提案書提出期限 | 平成27年11月9日(金)午後5時   |
| (3) 企画提案内容審査  | 平成27年11月13日(金) (予定) |
| (4) 選定結果通知    | 平成27年11月中旬 (予定)     |
| (5) 委託契約締結    | 平成27年11月中旬 (予定)     |

## 8 見積に関する要件

今回の企画提案については、4,785千円(消費税込み)の範囲内で見積もること。  
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

## 9 委託業者の選定方法

別途定める企画選定委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、同委員会においてその内容を審査し、委託候補者を選定す

る。

その後、同委員会からの意見に基づき、情報産業振興課において、委託候補者と協議を行い、委託範囲を決定し、委託業者として契約を締結する。

なお、一定水準を満たした提案がない場合、「該当者なし」とすることがある。

## 10 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 応募要領に違反することが判明した場合

オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。

(4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については返却しない。

(6) 委託先の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(7) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。

そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(8) 検討すべき事項が生じた場合は、情報産業振興課と受託者とで別途協議する。

(9) 委託契約の際には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又は沖縄県を被保険者とする履行保証契約の証書を提出する必要がある。

(10) 当該業務の再委託については、原則として認めないが、やむを得ない事情等によりそれを行う予定がある場合は、内容を事前に申し出ること。